

公立学校における対応について

〔県立学校〕

①教育活動

十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、首都圏1都3県に緊急事態宣言が発出されていることから、当該地域における活動（受験及び就職活動を除く）を行わないとともに、その他の県外においても、活動を自粛する。

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する。

併せて、修学旅行については、全国的な移動自粛要請が延長されたことから、その実施の可否を慎重に検討する。なお、実施する場合においては感染予防の観点からも感染拡大地域への往来を自粛する。

○感染防止対策

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。 など

②部活動

○十分な感染防止対策を実施したうえで、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

○令和3年1月8日～2月7日（緊急事態宣言が発出されている期間）

・県外(全ての都道府県)での大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

③心のケア

（略）

〔市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）〕

（略）

〔感染時における対応〕

（略）